

法令・内規の遵守、安全運転意識の醸成、複雑細分化区分の誤認識防止 (機関員等確認証の作成)

見沼消防署消防1課

【現状・課題】

消防局において、消防車両の運転を担当する機関員の指定については、道路交通法の免許区分変更の変遷をうけ、複雑細分化されている。また、公安委員会の運転免許資格と局内の機関員指定による運転可能車両が異なっている場合がある。このため自身の免許区分と機関員指定区分で細分化された車両規格に照らし、運転する・デキる消防車両であるか否か、その判断について確信における不安という課題がありました。

| ～平成19年 | 平成19年～29年 | 平成29年～ | |
|--------|--------------|---------------|-------|
| 大型 | 大型 | 大型 | 11 t |
| | 中型 | 中型 | 8 t |
| | 中型 (8t限定) | 中型 (8t限定) | 7.5 t |
| 普通 | | 準中型 | 5 t |
| | 普通 | 準中型 (5t限定) | 3.5 t |
| | | 普通 | |



この車両、大型？・中型？

自分の機関員指定

で運行出来るのかなあ？



【改善取組の内容】

消防局で車両に貼付しているシール（車両の大きさ等、規格を明示してあるもの）と突合し一目瞭然で、自身が受けている機関員の指定で運行が可能であるか否かの確認ができる免許証と同サイズの『機関員等確認証』を作成。

見沼消防署機関員等確認証(令和元年度)

氏名 見沼 消太

公安委員会所持免許 中型8t限

消防機関員指定区分 中型限定

発行年月日 令和元年5月1日

消防局運転可能車両(車両貼付シール突合)

| | | | |
|--------------|----|--------|-----|
| 普通車 | ○可 | 中型8t限定 | ○可 |
| 準中型車 (8t限定可) | ○可 | 中型車 | ×不可 |
| 準中型5t限定 | ○可 | 大型車 | ×不可 |
| 準中型 | ○可 | | |

消防車に貼付されている、シールデザインをそのまま確認証に記載し運行可否を○×で明示



裏面

消防局保有資機材操作有資格

| | | |
|-----------|-------|----|
| 車両系建設機械 | 船舶 | ○可 |
| フォークリフト | 水上バイク | ○可 |
| 小型移動式クレーン | | |
| 玉掛 | 有 | ○可 |
| | 無 | —可 |

【改善取組の効果・振り返り】

消防車両に貼られているシールと自身の機関員確認証を見れば明確に運行の可否が判断でき、局で実施した車両へのシール貼付の有用性価値を高めるとともに、誤認識や法令、内規違反となる、過ちを未然に防止する効果がある。併せて裏面には消防局保有資機材の運転操作資格所持の有無について明記することで、操作有資格の確認と、競争意識に働きかける職員モチベーションの向上に寄与した。